

質 問 回 答 書

令和 7年 5月 9日

件 名 7歴史民俗資料館エレベーター更新工事

番 号	図面番号等	質 問	回 答
1		アスベスト分析調査について 「A-01＞1章各章共通事項＞5.*石棉事前調査・表示等」においてアスベスト事前調査は非該当となっていることから、事前調査が必要となる場合については別途有償（見積書金額には含まず）の認識でよろしいでしょうか。また含有が確認された場合の処置についても同様の認識でよろしいでしょうか。	アスベスト調査が必要となる場合は別途です。
2		PCB分析調査について 「A-01＞1章各章共通事項＞3.12 発生材の処理等」において低濃度PCBの含有調査は非該当となることから、調査が必要となる場合は別途有償（見積書金額には含まず）の認識でよろしいでしょうか。	低濃度PCB分析調査は非該当となります。 調査が必要となる場合は別途です。
3		工事用水及び電力について 「A-01＞2章仮設工事＞4.* 工事用水及び電力」においてそれぞれ有償と記載がございますが、無償での利用は可能でしょうか。	仕様書の通り、工事用水及び電力は有償です。
4		トイレについて 1階エレベーター横のトイレの利用は可能でしょうか。	使用不可です。
5		受注者事務所及びストックヤードについて 「A-01＞2章仮設工事＞4.1 監督職員事務所等」にて該当となる、受注者事務所の設置は任意との認識でよいでしょうか。 また、ストックヤードについては「A-06＞1. 建築工事関係＞その他＞5」にて、今後調整の扱いとなっているが、工事期間中エレベーター前の収蔵庫1内の約20平米をストックヤードとして借用することは可能でしょうか。	特記仕様書に沿った受注者事務所の設置は必要です。 また、収蔵庫1はストックヤードとしては使用できません。
6		意匠仕様について 「A-05＞昇降機色彩決定表」における乗場三方枠、乗場戸の塗装は既設同等色（弊社一任）でよろしいでしょうか。 また新規設置する壁保護幕、床保護マットは弊社標準物で、色は今後打ち合わせの認識でよろしいでしょうか。	色彩決定、塗装等は見本提示の上、監督員が決定いたします。 また、床、壁の保護材はカタログ又は見本等提出の上、監理、監督担当者の承認が必要です。
7		火災時管制運転について 既設火災時管制運転設置無しのため、火報信号接点信号の新規設置は除外且つ図面No.A-09Iに記載の火災管制運転(FER)も除外でよろしいでしょうか。	火災時管制運転装置とそれに付随する仕様は除外です。
8		建設省仕様について 図面No.A-9Iに記載の建設省仕様(平成9年度版)の文言については、当該省庁は廃止となっていることから、国土交通省の定める公共建築工事標準仕様書に基づくとの認識で良いでしょうか。またその場合は何年度版の適用となりますでしょうか。	公共建築工事標準仕様書最新版です。
9		技術者配置について 建設業法に基づき、請負金額が4500万円（税込）以下となる場合には、配置技術者は非専任の扱いでよろしいでしょうか。また配置期間は実工期配置の認識でよろしいでしょうか。	専任性についてはご認識のとおりです。 配置期間は工期の開始日から竣工検査完了日までとなります。
10		現場代理人について 現場代理人については非常駐、非専任の扱いでよろしいでしょうか。また配置期間は実工期配置の認識でよろしいでしょうか。	現場代理人は常駐・専任とし、配置期間は工期の開始日から竣工検査完了日までとなります。
11		設計図について 図面No.A-07I内の新規設置するビームの本数は変更可能でしょうか。また、図面No.A-08I内のビットスラブ打増につき、厚さ及び範囲は変更可能でしょうか。	設計と同等以上を監理、監督担当者が確認し、かつ安全上問題がない事が明確な場合は監理、監督担当者と協議の上、変更は可能です。